

じん肺有所見の方に発生した 肺がんの労災補償上の 取扱いが変わりました



じん肺の所見がある方に発生した原発性の肺がんについて、平成14年11月11日以降、労災補償の対象が以下のように変更となりました。

改正前

じん肺管理区分が
管理3又は管理4と決定された方
(管理3又は管理4に相当すると認められる方を含む)



改正後

じん肺管理区分が
管理2、管理3又は管理4と
決定された方

(管理2、管理3又は管理4に相当すると認められる方を含む)



厚生労働省では、「じん肺と肺がんは医学的関連性を有している」とする専門家による検討会報告書を踏まえ、じん肺の所見がある方に発生した肺がんの労災補償上の取扱いを平成14年11月11日に改正し、都道府県労働局に対して通達しました。また、平成15年4月1日以降、原発性の肺がんは、じん肺の法定合併症として取り扱われます。

じん肺有所見の方(管理2以上)に肺がんが 発生した場合の取扱い

これまでの取扱いでは、医療実践上の不利益の存在を理由として、じん肺管理区分が管理3若しくは管理4、又は管理3若しくは管理4に相当すると認められる方に発生した**原発性の肺がん**(肺がんのうち、肺以外の部位から**転移したものではない肺がん**を指します。以下単に「肺がん」といいます。)を労災補償の対象としてきました。しかしながら、**新しい取扱いでは**、じん肺と肺がんとの医学的因果関係が認められたことを理由として、じん肺管理区分が**管理2、管理3又は管理4と決定された方に発生した肺がん**について、**労災補償の対象**となりました。

また、じん肺管理区分が**管理1と決定された方又はじん肺管理区分の決定を受けていない方**については、肺がんの症状確認日以前のエックス線写真を用いて、じん肺法に定める**随時申請によるじん肺管理区分の決定を受けていただき**、労働基準監督署は、**その結果を踏まえて業務上であるか否かの判断を行うこと**としています。しかしながら、**死亡や重篤な疾病にかかっている**といった理由から、**随時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは**、労働基準監督署において労災請求の受理後、肺がんの症状確認日以前のエックス線写真、肺機能検査結果、胸部臨床所見などを収集し、それらの資料をもとにじん肺の進展度及び病態を**総合的に判断した結果**、じん肺管理区分が**管理2、管理3又は管理4に相当すると認められる方に発生した肺がんも**、**労災補償の対象**となります。

なお、労働基準監督署では、平成14年11月11日以降、保険給付の支給又は不支給の**決定を行うものはこの取扱いにより決定**します。

石綿肺の所見がある場合の取扱い

石綿にさらされる業務を行い、その結果、石綿肺の所見がある方に発生した肺がんは、従前から、じん肺管理区分にかかわらず、**業務上の疾病**として取り扱われています。



じん肺の所見がある方(管理2以上)に発生した肺がんに関する労災補償制度や手続きに関する詳細については、都道府県労働局労働基準部 労災補償課又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。